

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に 供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

大分県造林素材生産事業協同組合
平成28年2月20日作成

第1 目的

本実施要領は、大分県造林素材生産事業協同組合(以下「本団体」という。)が平成28年2月20日に制定した「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」(以下「行動規範」という。)で規定する「事業者認定実施要領」(以下「実施要領」という。)の内容を定めるものである。

第2 認定の対象

- 1 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」(以下「合法性ガイドライン」という。)に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明、林野庁が平成21年2月13日に公表した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」(以下「間伐材ガイドライン」という。)に示されたコピー用紙の原料が間伐材由来であることの確認及び林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(以下「発電利用ガイドライン」という。)に示された、森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく事業者の認定を受けなければならない。
- 2 認定は、原則として本団体の組合員を対象とするが、これ以外の者についても必要に応じて認定の対象とする。

第3 事業者認定申請

- 1 本実施要領に基づき認定を受けようとする事業者は、様式1で定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」(以下「事業者認定申請書」という。)を、別記1で定める認定手数料とともに、本団体へ提出しなければならない。
- 2 前項の認定手数料は、認定されなかった場合は返還される。

第4 審査及びその結果の通知

- 1 本団体は、本実施要領に基づく事業者認定のため、理事長が指名する審査員で構成する審査委員会を設けるものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「事業者認定申請書」の内容について、本実施要領第5に掲げる「事業者の認定要件」及び林野庁が示した各ガイドラインの趣旨に基づき、厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定するものとする。必要がある場合は現地審査を実施する。
- 3 本団体は、審査結果を申請者に通知するものとする。

第5 事業者の認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(分別管理)

- ① 合法性ガイドラインに基づき証明する木材・木材製品(以下「合法木材」という)、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつ、それ以外の木材・木材製品等(以下「その他の木材」という。)を分別して保管することが可能な場所を有していること。ただし、素材生産の場合、区分すべき木材が混在しないよう分別管理することができる土場が確保されること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつ、その他の木材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類(証明書を含む)を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

第6 事業者認定書の交付及び公表

- 1 本団体は、第4に定める審査により認定する事業者(以下「認定事業者という。」)に対して、様式2で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、住所、団体認定番号、認定年月日等を公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年間とする。
- 3 事業者認定書を交付後、認定書記載事項に変更が生じた場合には、認定事業者は速やかに様式3で定める「事業者認定書記載事項変更届」により届け出るものとする。

第7 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材あるいは間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材又は発電利用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスのいずれかであることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 なお、別途、証明書を作成する場合の証明書の様式は、証明書例(別記3-1~3-2)を参照する。

第8 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、様式4で定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供した木質バイオマスに証明に係る木材の取扱実績報告」により、合法性ガイドラインに基づき証明された合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱等に係る前年度分の実績を毎年5月末までに本団体へ報告するものとする。
- 2 本団体は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

第9 立入検査

本団体は、必要に応じて、認定事業者による合法性ガイドラインに基づき証明された合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、本団体から検査を行う旨の通知を受けた場合は、必要な情報を提供するなど本団体に協力しなければならない。

第10 認定事業者の取消し

- 1 本団体は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を本団体のホームページ等に公表するものとする。
 - ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - ② 認定事業者から認定の取消申請があったとき。
 - ③ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。
- 2 本団体は、認定を取り消したときは、様式5で定める「認定事業者の認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第11 事業者認定の更新

- 1 事業者認定の更新を希望する認定事業者は、有効期間の満了する1ヶ月前までに、様式6で定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定更新申請書」を別記1で定める認定更新手数料とともに、本団体へ提出しなければならない。
- 2 事業者認定更新申請の審査及びその結果の通知については、本実施要領「第4 審査及びその結果の通知」により行うものとする。
- 3 1項の認定更新手数料は、認定更新されなかった場合は返還される。

附則

- 1 この実施要領は、平成28年2月20日から施行する。
- 2 「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」(平成25年4月1日作成)は廃止する。

様式 1

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に
供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

平成 年 月 日

大分県造林素材生産事業協同組合理事長 殿

(申請者)

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

(TEL

, FAX

印

)

貴団体の認定を得て、(合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明)を行いたいので、合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 創業年月日 : 年 月 日

従業員数 : 現場作業 人、事務 人、(合計 人)

2 取扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱量 (適宜作成)

○ 原木 :

・ 製材用等 m3

・ 発電用 (t, m3)

○ 木材製品 : (主要品目) (年間取扱量)

○○等

m3

3 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況

(別記2の(分別管理の実施)のための保管場所等がわかるような図面(見取り図等)を添付してください。)

4 分別管理及び書類管理の方針

(別記2を参照し、作成して下さい。)

5 既に「合法性・持続可能性の証明」、「間伐材の確認」、「発電利用に供する木質バイオマスの証明」に係る事業者認定を受けている場合は、それぞれ、その名称と認定番号を記載してください。

(名 称)

(認定番号)

6 その他

資格(ISO、JAS等)を持っていれば記載して下さい。

(注)① 申請の本文中、()書きの「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明」について、認定不要のものは実線で消去してください。

事業者認定書

平成 年 月 日

殿

大分県造林素材生産事業協同組合
理事長

平成 年 月 日付けで申請のありました(合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明)に係る事業者認定申請について、本団体の合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

団体認定番号 : 大分県造素協 第 号
事業者の所在地 :
事業者の名称 :
代表者の氏名 :
認定の有効期間 : 平成 年 月 日～平成 年 月 日

(注)① 申請の本文中、()内の記載は、「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明」のうち、認定申請のあったものについて行います。

事業者認定書記載事項変更届

平成 年 月 日

大分県造林素材生産事業協同組合理事長 殿

(新)事業者の所在地 :
(新)事業者の名称 :
(新)代表者の氏名 :
団体認定番号 : 大分県造素協 第 号

平成 年 月 日付けで認定のありました(合法性・持続可能性、間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明)に係る事業者認定書について、下記のとおり記載事項に変更がありましたので届け出ます。

記

認定の有効期間 : 平成 年 月 日～平成 年 月 日

- 1 (旧)事業者の所在地 :
(新)事業者の所在地 :
- 2 (旧)事業者の名称 :
(新)事業者の名称 :
- 3 (旧)代表者の氏名 :
(新)代表者の氏名 :
- 4 (旧)取扱責任者の氏名 :
(新)取扱責任者の氏名 :
※ (取扱責任者を変更した場合は、分別管理及び書類管理方針書の変更を添付して下さい。)

(注)① 上記項目のうち変更があった箇所のみ記載して下さい。

② 申請の本文中、()書きの「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明」について、認定されたもの以外を実線で消去して下さい。

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に 供した木質バイオマスの証明に係る木材の取扱実績報告

平成 年 月 日

大分県造林素材生産事業協同組合理事長 殿

事業者の所在地 :
 事業者の名称 :
 代表者の氏名 :
 団体認定番号 : 大分県造素協 第 号

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第8の規定に基づき、下記のとおり合法性ガイドラインに基づき証明された合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材及び発電利用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱実績を報告します。

記

1 期 間	平成 年4月1日～平成 年3月31日
2 木材の取扱量(総量)	原木入荷量 (m3、t) 原木出荷量 (m3、t) 製材品入荷量 (m3、t) 製材品出荷量 (m3、t) チップ入荷量 (m3、t) チップ出荷量 (m3、t)
3 2のうち、合法性ガイドラインに基づく 合法木材であると証明されたもの	原木入荷量 (m3、t) 原木出荷量 (m3、t) 製材品入荷量 (m3、t) 製材品出荷量 (m3、t) チップ入荷量 (m3、t) チップ出荷量 (m3、t)
4 2のうち、間伐材ガイドラインに基づく 間伐材であると確認されたもの	原木入荷量 (m3、t) 原木出荷量 (m3、t) 製材品入荷量 (m3、t) 製材品出荷量 (m3、t) チップ入荷量 (m3、t) チップ出荷量 (m3、t)
5 2のうち、発電利用ガイドラインに基づく 間伐材等由来の木質バイオマスである と証明されたもの	原木入荷量 (m3、t) 原木出荷量 (m3、t) 製材品入荷量 (m3、t) 製材品出荷量 (m3、t) チップ入荷量 (m3、t) チップ出荷量 (m3、t)
6 2のうち、発電利用ガイドラインに基づく 一般木質バイオマスであると証明され たもの	原木入荷量 (m3、t) 原木出荷量 (m3、t) 製材品入荷量 (m3、t) 製材品出荷量 (m3、t) チップ入荷量 (m3、t) チップ出荷量 (m3、t)

(注)① 単位は、該当するものを○で囲んで下さい。

認定事業者の認定取消通知書

平成 年 月 日

殿

大分県造林素材生産事業協同組合
理事長

貴事業体については、平成 年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第10の規定に基づき、平成 年 月 日付けで()に係る認定を取り消したので通知します。

記

- 1 団体認定番号 : 大分県造素協 第 号
- 2 事業者の所在地 :
- 3 事業者の名称 :
- 4 代表者の氏名 :
- 5 取消の理由

様式 6

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に
供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定更新申請書

平成 年 月 日

大分県造林素材生産事業協同組合理事長 殿

(申請者)

事業者の所在地 :
事業者の名称 :
代表者の氏名 : 印
団体認定番号 : 第 号
(TEL , FAX)

貴団体の認定を得て、(合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明) を継続して行いたいので、合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年月日 : 年 月 日
従業員数 : 現場作業 人、事務 人、(合計 人)
- 2 取扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱量 (適宜作成)
○ 原 木 :
・ 製材用等 m3
・ 発 電 用 (t、m3)
○ 木材製品 : (主要品目) (年間取扱量)
○○等 m3
- 3 過去3年間の合法木材、間伐材及び発電用木質バイオマスの取扱実績
(合法木材:「木材・木材製品」、間伐材:「コピー紙用間伐材」、発電用木質バイオマス:「間伐材等由来の木質バイオマス・一般木質バイオマス」等に区分して、適宜作成して下さい。)
- 4 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況
(別記2の(分別管理の実施)のための保管場所等がわかるような図面(見取り図等)を添付して下さい。)
- 5 分別管理及び書類管理の方針
(別記2を参照し、作成して下さい。)
- 6 既に「合法性・持続可能性の証明」、「間伐材の確認」、「発電利用に供する木質バイオマスの証明」に係る事業者認定を受けている場合は、それぞれ、その名称と認定番号を記載して下さい。
(名 称) (認定番号)
- 7 その他
資格 (ISO、JAS等) を持っていれば記載して下さい。

(注)① 申請の本文中、()書きの「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明」について、認定不要のものは実線で消去して下さい。

別記 1

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定手数料

1 認定手数料

対象者	合法証明、間伐材確認に係る認定の場合	発電利用証明に係る認定を含む場合
組 合 員	1万円	2万円
組合員以外	1万円	3万円

2 認定更新手数料

対象者	合法証明、間伐材確認に係る認定の場合	発電利用証明に係る認定を含む場合
組 合 員	5千円	1万円
組合員以外	5千円	1万5千円

※ なお、合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明のうち、一つ以上認定を受けている事業者を認定する場合の認定手数料は認定更新手数料とする。

また、現地審査が必要な場合は実費を徴収するものとする。実費とは、旅費等とし、本団体の定めるところによる。

分別管理及び書類管理方針書(例)

(事 業 者 名)
平成 年 月 日作成

本方針書は、大分県造林素材生産事業協同組合が作成した「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(平成28年2月20日制定)」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン(以下「合法性ガイドライン」という。)に基づき証明する木材・木材製品(以下「合法木材」という。)、間伐材チップの確認のためのガイドライン(以下「間伐材ガイドライン」という。)に基づき確認する間伐材及び発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン(以下「発電利用ガイドライン」という。)に基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、当(事 業 者 名)において、原木等の取扱いに当たって適用する。

(分別管理責任者)

- ・ 分別管理を適切に行うため、(氏 名)を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 原木等の入荷に当たっては、納品書等により合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・ 原木等の保管に当たっては、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつ、それ以外の木材と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
なお、素材生産では、確保した土場において、区分すべき木材が混在しないようテープや標識等により分別管理する。
- ・ 製材品等の加工に当たっては、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつ、それ以外の木材と混在しないように加工する。
- ・ 原木等の出荷に当たっては、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材について、それぞれ原木取扱量等を実績報告として取りまとめる。
- ・ 合法性ガイドラインに基づき証明する合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け、適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

別記3-1 証明書例（素材生産段階における証明書例）

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び
発電利用に供する木質バイオマスの証明書

平成 年 月 日

殿

事業者の所在地：
事業者の名称：
代表者の氏名：
団体認定番号：大分県造素協 第 号

下記の物件は、以下の項目に該当し、適切に分別管理されていることを証明します。

1 木材の種類

種 類	該当するものに ○印（複数可）
(1) 合法木材	
(2) 間伐材	
(3) 間伐材等由来の木質バイオマス	
① 間伐材(除伐によるものを含む場合はその旨を記載)	
② 森林経営計画対象森林	
③ 保安林等	
④ 国有林・官行造林	
(4) 一般木質バイオマス	

2 物件(森林)所在地

(1) 合法木材：
(2) 間伐材：
(3) 間伐材等由来の木質バイオマス：
(4) 一般木質バイオマス：

3 伐採面積

(1) 合法木材 ha、 (2) 間伐材 ha
(3) 間伐材等由来の木質バイオマス、 ha、 (4) 一般木質バイオマス ha

4 樹 種

(1) 合法木材、 (2) 間伐材
(3) 間伐材等由来の木質バイオマス、 (4) 一般木質バイオマス

5 数 量

(1) 合法木材 m3、 (2) 間伐材 m3
(3) 間伐材等由来の木質バイオマス、 (m3、t)、 (4) 一般木質バイオマス (m3、t)

- (注) ① 2～5は、「1木材の種類」の(1)、(2)、(3)、(4)について、それぞれ記載してください。
② 市町村等の伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書、保安林内立木伐採許可決定通知書、森林経営計画の認定書など、伐採に関する当該証明書の写しを添付して下さい。国有林等にあつては、森林管理署と素材生産業者の売買契約書の写しを添付して下さい。
③ 5の数量には、数量と単位(m3、t等)を記載して下さい。
④ 本証明書例は、合法木材、間伐材、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス全てに対応した様式であるため、合法性ガイドライン、間伐材ガイドライン、発電利用ガイドラインで示された記載例で証明することも出来ます。
⑤ 本様式の証明書の作成に代え、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可通知等の写しに必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。

別記3-2 証明書例（流通・加工段階における証明書例）

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び
発電利用に供する木質バイオマスの証明書

平成 年 月 日

殿

事業者の所在地：
事業者の名称：
代表者の氏名：
団体認定番号：大分県造素協 第 号

下記の物件は、以下の項目に該当し、適切に分別管理されていることを証明します。

- (1) 全て「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき証明された木材のみを原料としていること。
- (2) 全て「間伐材チップの確認のためのガイドライン」に基づき確認された間伐材であること。
- (3) 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づき証明された間伐材等由来の木質バイオマスであること。
- (4) 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づき証明された一般木質バイオマスであること。

注 ① 上述1～4の項目に○で明記してください。（複数可）

記

- 1 樹種
 - (1) 合法木材
 - (2) 間伐材
 - (3) 間伐材等由来の木質バイオマス
 - (4) 一般木質バイオマス
- 2 品目(注③)
 - (1) 合法木材
 - (2) 間伐材
 - (3) 間伐材等由来の木質バイオマス
 - (4) 一般木質バイオマス
- 3 数量(注④)
 - (1) 合法木材
 - (2) 間伐材
 - (3) 間伐材等由来の木質バイオマス
 - (4) 一般木質バイオマス
- 4 その他必要事項

- 注 ② 2～5は、合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明について、それぞれ記載してください。
- ③ 2の品目には、丸太、製材、合板、集成材等を記載してください。
 - ④ 3の数量の単位は、商品取引の単位(m³、t、本、枚、kg)等を記載してください。
 - ⑤ 本証明書例は、合法木材、間伐材、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス全てに対応した様式であるため、合法性ガイドライン、間伐材ガイドライン、発電利用ガイドラインで示された記載例で証明することも出来ます。
 - ⑥ 本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。